

特定生産緑地（板橋区）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。



東京都板橋区長 坂本 健

番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
特 22-2	板橋区赤塚八丁目地内	約 1,180 m ²	令和5年11月17日
特 22-3	板橋区赤塚八丁目地内	約 710 m ²	令和5年11月17日
特 22-29	板橋区徳丸五丁目地内	約 420 m ²	令和5年11月17日
特 23-7	板橋区赤塚八丁目地内	約 1,080 m ²	令和5年11月17日

「区域は解除図表示のとおり」